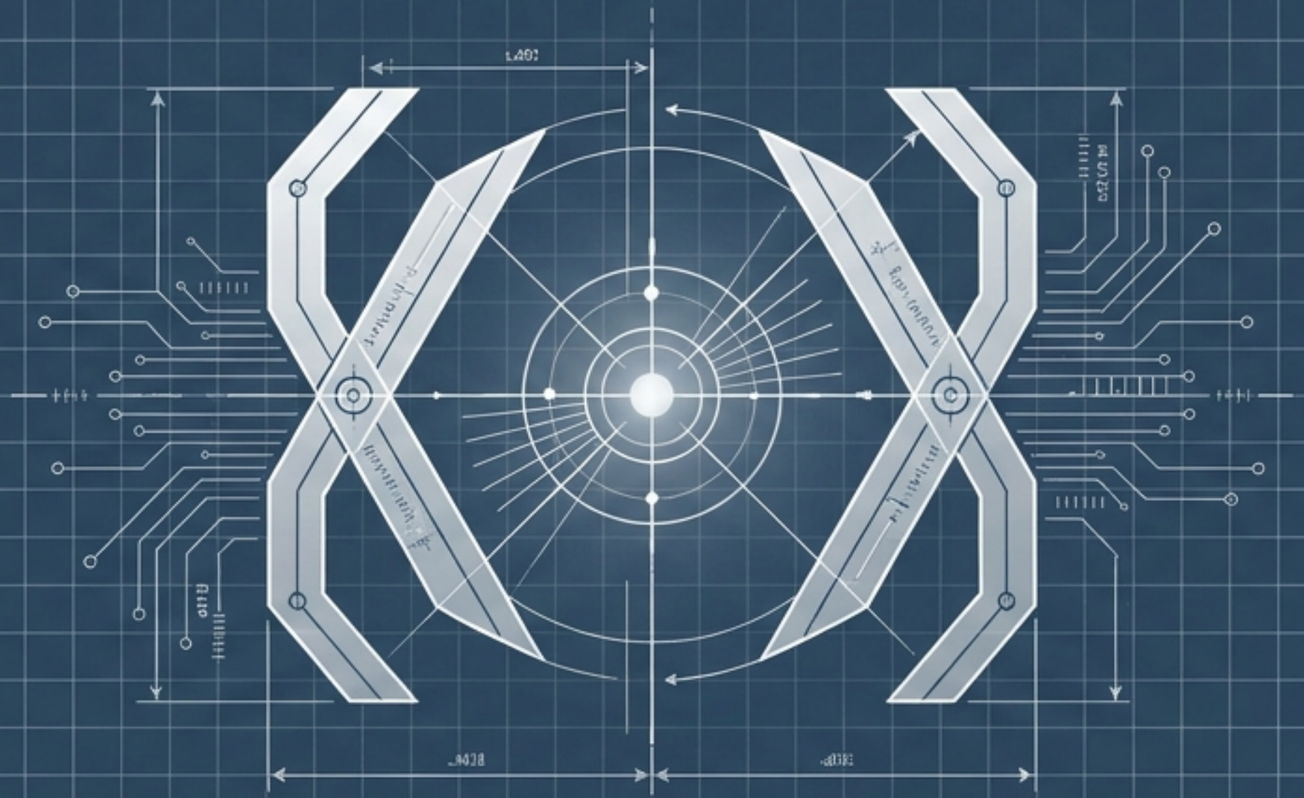
パラメータ発明の精密な設計図

日中審査・無効実務における拒絶理由対応策と明細書構築プレイブック



弁理士および知財戦略担当者のためのリスク低減と権利化のアーキテクチャ

[DOCUMENT TYPE]: 戦略的プレイブック及び比較分析 // [JURISDICTIONS]: 中国 & 日本

Gemini Notebook

01

中国の「特許品質」厳格化

「知的財産強国建設要綱（2021-2035）」の下、パラメータ発明に対する審査・無効審判での判断基準が実質的に厳格化。拒絶理由応答時において、技術的裏付けに関する極めて高度な証明が要求される。



42%
(2000-2020)

56%
(2021-2025)

新規性・進歩性欠如を理由とするパラメータ発明の全件無効割合

⚠ 統計評価上の注意：本データは商用データベースの概括的集計であり、全件を網羅したものではない。実施可能・サポート要件違反が含まれる案件でも、真の無効理由は進歩性等である可能性があり、審査厳格化を直接実証する絶対的証拠ではなく「実務上のリスク指標」として解釈すべきである。

Gemini Notebook

完全なるパラメータの解剖図

日本（JP）審査基準 第II部第2章第3節2.

- ☑ 原則：当業者が理解できるように定義・測定方法等を記載。
- ☑ 判例警告：東京地判平成15.6.17「マルチトール含蜜結晶事件」―複数の測定方法があり結果に有意差が生じる場合、方法を特定しないと侵害判断で圧倒的に不利に。

Parameter

- ☑ 一義的な定義
- ☑ 測定方法
- ☑ 測定条件（温湿度等）
- ☑ サンプリング方法

中国（CN）審査指南 第2部分第2章3.2.2節

⚠ 事例 53229号：
パラメータ定義が明細書と図面で不合致 ➡ 不明瞭認定。

⚠ 事例 564757号：
GB規格を指定しても、サンプリング範囲・温湿度への依存性が未記載として不明瞭認定（※逆の審決例もあり、実務上争いが生じやすい危険地帯）。

Gemini Notebook

比較実験による新規性立証の重要性



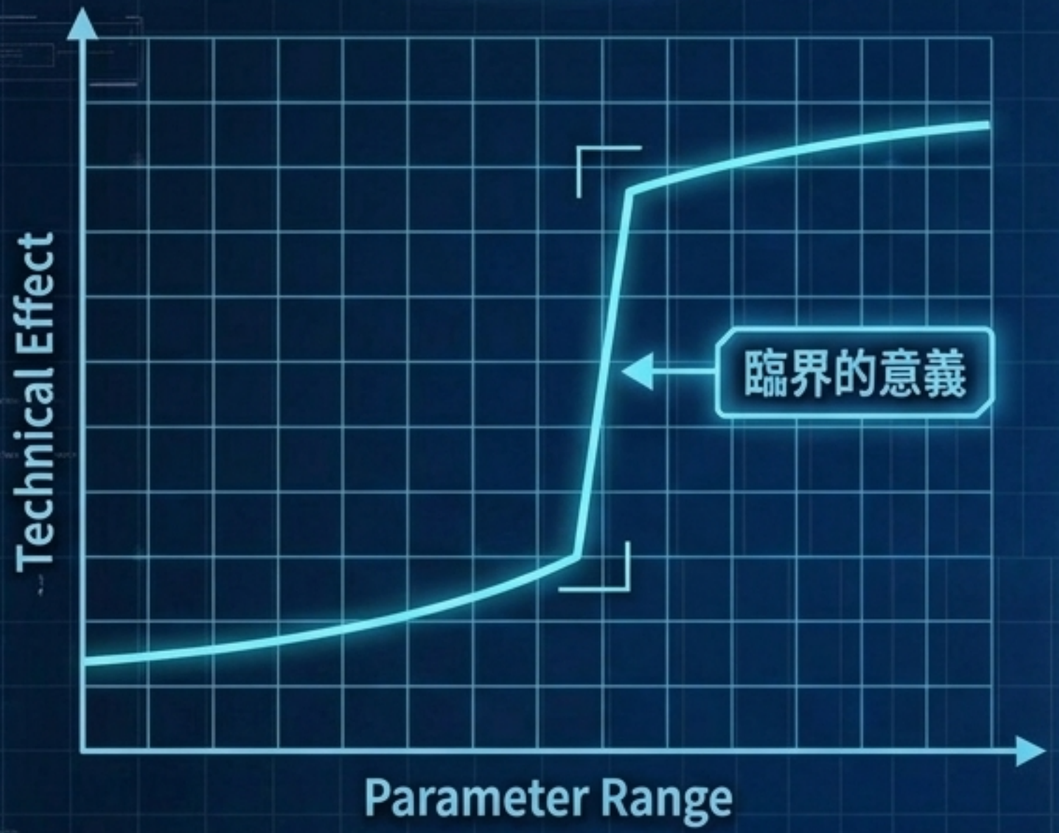
中国（CN）の実務現実

原則：「区別できなければ同一と推定」（審査指南第2部分第3章3.2.5節）。
事例 584361号：パラメータを実現する主な技術手段（冷却速度）が引例に開示されているとして新規性否定。
対抗策（事例 560904号）：原料構造の微細な相違を詳細に分析し、新規性を奪還。

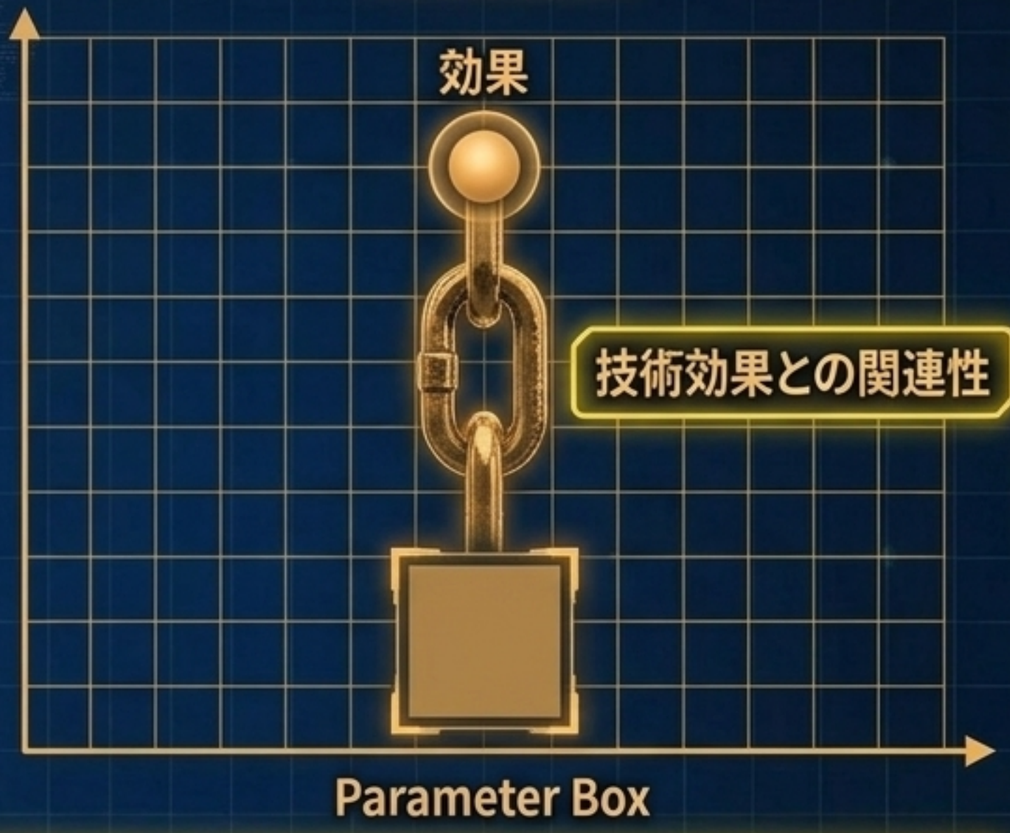
日本（JP）のベンチマーク

原則：厳密な対比が困難な場合、「一応の合理的な疑い」に基づき拒絶理由通知。技術的説明や実験成績証明書による反論が前提。

Gemini Notebook



日本（JP）：課題が共通する場合、範囲内外での「量的に顕著な差」が求められる（課題・効果が異質なら不要）。



中国（CN）：関連性の証明が核心。

事例 561926号：pH限定と「香気保持効果」の関連性が確認できず、課題が単なる「類似製品の提供」に格下げされ進歩性否定。

事例 564483号：パラメータと組成特徴の「組合せによる一体の技術手段」としての証拠不足。

Gemini Notebook

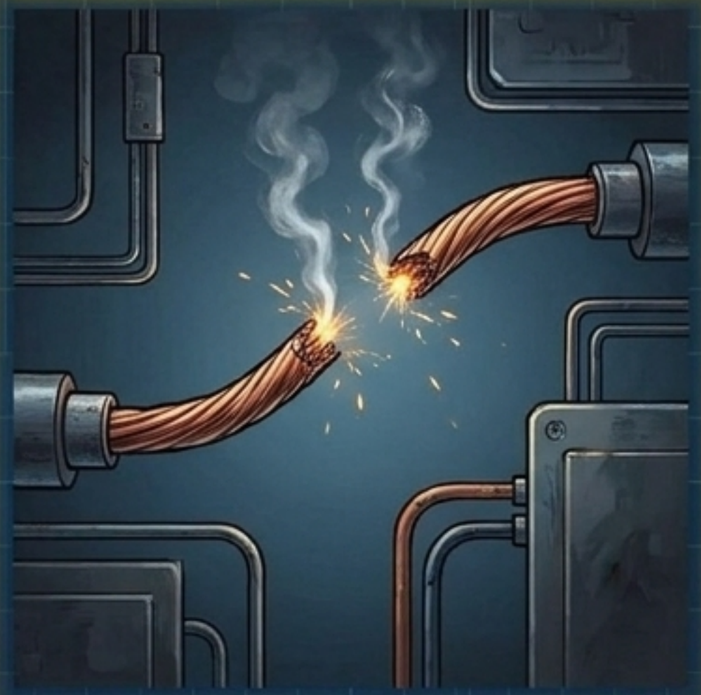
実施可能要件 – 中国最高裁判所の司法解釈 (2020)

1. 手段の実施不能



事例 563221号（リチウムイオン電池）：理想条件の計算式はあるが、肝心な「熱伝導の技術手段」の記載が欠如し完全無効。

2. 課題解決不能



請求項に規定された技術的手段を実施しても、目的とする課題を解決できない。

3. 過度の試行錯誤



事例 567371号：相互に相関する複数の粒径パラメータ。これらを同時に所望値に制御する方法が当業者に理解できず違反認定。
（※独立パラメータが自明な場合は許容例あり）

Gemini Notebook

サポート要件：日本（JP）のカバー範囲モデル



日本の審査基準（36条6項1号）＆ 偏光フィルム大合議判決

- 数式で示される範囲と効果の関係の「技術的意味」を、①当業者に理解できる程度に記載するか、②技術常識を参酌して範囲内で所望の効果が得られると認識できる程度の具体例を開示すること。

※日本では片側限定（上限・下限の一方のみ）の数値範囲も直ちに排除されない（知財高判令和元.11.14）。

Gemini Notebook

サポート要件：中国（CN）における構造的崩壊



中国の厳しい現実

最高裁 2023 37号 & 1083号：面積割合に上限が特定されず課題解決不能な内容を含む。実施例のカバー範囲から過度に拡張。

事例 586177号：発明全体の効果を反映する「性能パラメータ」を構成要件としたクレーム。全実施態様が効果を達成できると推認できずサポート違反。

戦略的示唆： 上下限の明記が紛争予防上の最善策。
明記しない場合、実施例から容易に特定できる「合理的な技術的理由」の構築が必須。

Gemini Notebook

出願後の補足実験データの限界



積極条件（許容）：当初出願書類に明示又は黙示的に開示された待証事実を裏付けるデータ（(2019)最高法知行終33号）。

消極条件（排除）：当初書類の「内在的な開示欠陥（開示不十分等）」を事後的に克服・補完するためのデータは受容不可。

中国（CN）実務：
一方的作成（利害関係）だけで絶対的排除はされないが、客観性と対照実験の不備が不採用の致命傷となる。

日本（JP）実務：
実験成績証明書の提出は可能だが、実務上拒絶理由解消が困難な場合が多く、「当初明細書の記載が本質的に重要」である点は日中完全に一致。

Gemini Notebook

無効手続での補正・訂正の制約（致命的なリスク）

中国（CN）無効宣告手続における補正

許容アクション：請求項の削除、他の請求項に記載された特徴による限定のみ。

致命的欠陥：登録時の請求項に含まれていない技術的特徴（明細書にのみ記載された事項）を追加して限定することは原則不可。

結果：サポート要件違反等で完全無効となるリスクが極めて高い。

日本（JP）訂正審判・無効審判での訂正

許容アクション：明細書等からの特許請求の範囲の縮減等が可能。

条件：目的外訂正の禁止等の要件あり。

戦略的命題： 日中双方において、限定候補として機能する「裏付けのある狭い数値範囲（実施形態の最小値・最大値等）」を従属請求項として階層的に記載しておくことが命綱となる。

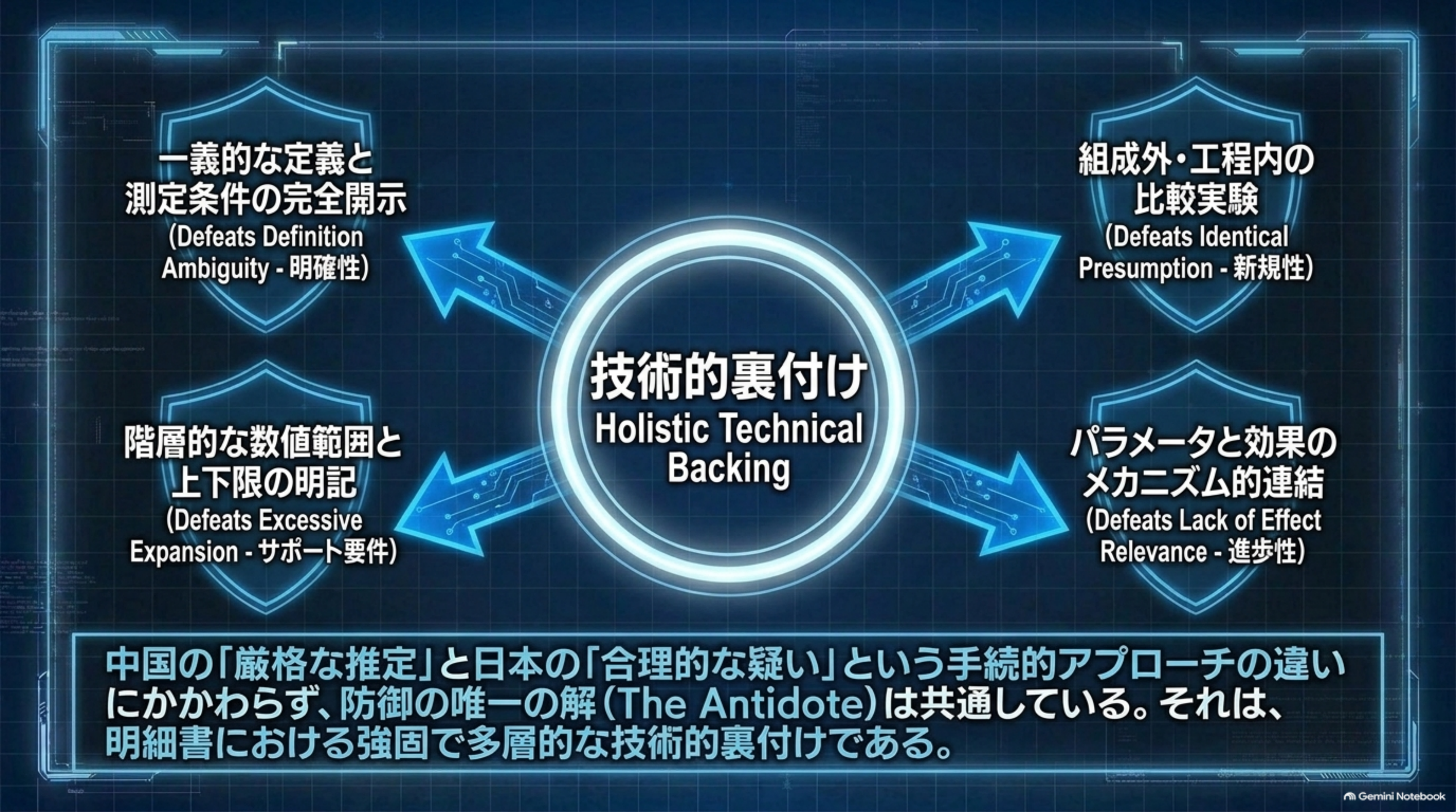
Gemini Notebook

	中国（CN）規定	中国（CN）実務/事例	日本（JP）規定	日本（JP）実務/判例
明確性	当業者が明確かつ確実に特定できること。	⚠規格測定でもサンプリング・温湿度が未記載で無効リスク（事例564757号）。	物性値・数式の定義・測定方法の理解可能性。	測定方法の未特定は侵害立証で不利（マルチトール事件）。
新規性	区別できなければ同一と推定。	⚠パラメータで区別不可なら同一推定。実現手段が開示されれば反論困難。	一応の合理的な疑い。	対比困難なら疑いに基づく通知。技術的説明で反論。
進歩性	三歩法（自明性判断）。	⚠パラメータと技術効果の関連性証明が核心。効果不明なら「類似製品の提供」扱い。	相違点・課題・効果の総合評価。	臨界的意義（量的顕著差）の評価。課題相違なら不要。

Gemini Notebook

	中国（CN）規定	中国（CN）実務/事例	日本（JP）規定	日本（JP）実務/判例
実施可能要件	手段の実施不能、課題解決不能、過度の試行錯誤。	⚠相関する複数パラメータの同時制御方法の記載が必須。	過度の試行錯誤なく作れる記載。	パラメータを所望値とする手段の具体的記載が要点。
サポート要件	課題解決不能な内容を含めば不充足。	💡上下限の明記が最善。性能パラメータ単独での構成要件化はハイリスク。	範囲と効果の関係の技術的意味の記載。	数値範囲全体にわたる課題解決の認識可能性。片側限定も要件事実上は可能。
事後データ・訂正	補足実験データは審査対象（内在欠陥の補完は不可）。	⚠明細書の内在欠陥は補完不可。無効時の明細書からの特徴追加は不可。	実験成績証明書による裏付けは可能。	実験データは出せるが当初明細書が本質。訂正による縮減は可能。

Gemini Notebook



Gemini Notebook

堅牢な明細書構築のためのプレイブック

01: 測定の解像度

JIS/GB等の規格測定の場合でも、サンプリング方法、温湿度、複数回の平均値算出などの条件が「自明」か検証し、具体的に明記する。

02: 階層的防衛線

無効審判での致命的な補正制限（中国）に備え、実施形態の最小値・最大値等に基づく「裏付けのある狭い数値範囲」を従属請求項として多層的に準備する。

03: 制御の再現性

相関する複数パラメータがある場合、相互の影響を考慮しつつ、請求項の条件を「同時に満たすもの」を確実に再現できる調整方法（成分・工程・条件の具体的範囲）を記載する。

04: 理論的架橋

実施例だけで請求範囲全体（上下限・片側限定）を網羅できない場合、技術的に合理的な理論・メカニズムを当業者が理解できる解像度で記載する。

Gemini Notebook

戦略的実験設計（Experimental Design Playbook）

実施例 (Working Example): A	組成構造 = 範囲内 ＆ 加工工程 = 範囲内 ➡ 効果発現
比較例１ (Comparative): B	組成構造 = 範囲内 ＆ 加工工程 = 範囲外 ➡ 効果不発現 （加工工程によるパラメータ限定が効果の真の源泉であることを立証し、新規性・進歩性の拒絶を打破）
比較例２ (Comparative): C	組成要件 = 範囲外 ＆ パラメータ = 範囲内 ➡ 効果不発現 （組合せの特異性を立証）

原則：実施例の効果を検証する評価方法は、比較例と完全に同一条件で客観的に記載し矛盾を排除する。

中国審査厳格化の時代において、パラメータは物理的現実と数理的境界を繋ぐ「完全な設計図」でなければならない。

Gemini Notebook